

京都市上下水道局会計規程の一部を改正する規程を公布する。

平成21年5月11日

京都市上下水道局管理規程第3号

京都市公営企業管理者

上下水道局長 西村 京三

京都市上下水道局会計規程の一部を改正する規程

京都市上下水道局会計規程の一部を次のように改正する。

第12条第4項に次のただし書を加える。

ただし、金銭投入装置により現金を収入するときは、この限りでない。

附 則

この規程は、平成21年5月12日から施行する。

(上下水道局総務部総務課)